

最初に、議席7番、田山文雄君。

〔7番 田山文雄君登壇〕

○7番（田山文雄君） 皆さん、おはようございます。議席7番、田山文雄でございます。議長より発言の許可がありましたので、一般質問させていただきます。また、傍聴者の皆様におかれましては、早朝より大変にご苦労さまです。

まず、第1項目めの公文書管理の取り組みについてお伺いをいたします。近年、自治体においてこの公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは、2009年6月に国会で成立をし、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きであります。公文書管理法は、公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としています。この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題、また海上自衛隊の航海日誌の誤った破棄などがありました。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受け、制定の機運が高まりました。この公文書管理法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体にも課されたため、自治体において公文書管理見直しの動きが出始めました。

この公文書管理法は、平成21年法律第66号、地方公共団体の文書管理第34条に、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとあります。公文書は、国のみならず、自治体においても住民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、住民共有の知的資源であります。その公文書を適正に管理することは、この自治体においても重要な課題であります。なぜなら、自治体における施策の決定過程と地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなります。民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。また、まさに公文書の管理は、自治体の重要な責務と言えます。

また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。現在一部の自治体においては公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みとあわせて、具体的に公文書管理に関する取り組みを進めているところもあります。一方、公文書管理条例が制定されていない多くの自治体でも、この情報公開情報例に基づいた文書管理規則など、何らかの制度的な規定によって、文書管理に関する事項等に対応してきていると思います。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、この受け皿となる地方の公文書館が必要と考えられますが、現在の地方公共団体の公文書館の設置状況は、都道府県、政令市、市区町村のいずれにおいても不十分であると言わざるを得ません。もちろん昨今の自治体の財政状況等に鑑みて、新規に公文書館などの施設を設けることが困難なことは言うまでもありません。実情かと思えます。こうした中、福岡県では、平成24年に福岡市と北九州市は公文書館がありますので、そこを除いた市町村が共同で公文書館を設置し、共同運用を行っているところ

もあります。また、自治体によっては、公文書館として新たな施設を建設するのではなく、使用しなくなった図書館等を活用して公文書館として設置するなど、それぞれの自治体の財政負担を軽減しながら適正な公文書管理を進めるための取り組みをさまざま工夫しているところもあります。

今後、地域主権、道州制に向けた流れもあり、自治体において行政の意思決定の過程等を文書として記録し、保存することで、過去の経営を検証し、将来の政策づくり、行政運営に役立てることができこの公文書管理の仕組みは、ますます重要になると考えられます。先進的に文書管理に関する条例を制定している自治体や、この公文書館を設置している自治体の事例等を参考に、当町に合った取り組みをご検討していただきながら、適正な公文書管理の推進を図っていくべきと思います。当町としての取り組み、考えをお伺いいたします。

次に、2項目めの住民のお知らせ等の周知についてのお伺いをいたします。今日における一般的認識として、行政区の役割は以下の3点に集約されると思います。まず、1点目に住民に身近な行政サービスを総合的、効率的に提供する地域行政機関としての役割。2つ目には、住民生活の地域実態を把握し、そこから生まれる行政需要を酌み上げ、町政にフィードバックするとともに、町政の町民への伝達啓発を行う、住民と町役場との媒体の役割であります。3つ目には、住民の主体的な連携と協力に基づくまちづくりを支援、育成する役割、この大きな3つの点があると思います。ところが、最近では、この行政区へ加入していない世帯が多く見られます。このことについては、以前も質問したことがあります。当町として取り組み、考えをお伺いいたします。

次、3点目に学校給食についてお伺いをいたします。1点目の食物アレルギーによる事故を避けるための当町の取り組みをお伺いいたします。これは、昨年12月、東京調布市の小学校で給食を食べた女子児童が、食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなった問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われています。女子児童は、乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られています。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、徹底した検証と再発防止策の構築を急がなければならないと思います。

食物アレルギーの対応としては、アレルギーを引き起こす食材を除いた除去食を給食に提供する自治体がふえてもいます。調布市でも女子児童のために除去食が用意されており、おかわりのときには担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりだったそうです。それが、今回は守られなかった。チェックの甘さが悔やまれますが、これは担任教師だけが確認する体制では、人為的なミスが起こってしまうことを浮き彫りにしたとも言えます。給食が子供の口に入るまで、何人もの教諭らが確認を重ねる体制をしき自治体もあります。複数の目などミスを防ぐためのチェック体制づくりに知恵を絞っているところでもあります。一方、仮にこのアナフィラキシーショックが起きた場合、その後の対応が重要となります。症状を緩和できる自己注射薬エピペンを30分以内で打てるかどうかで生死が分かれる場合もあるため、子供にかわって教師がエピペンを打つこともできます。しかし、調布市の事例では、

学校側がこの打つタイミングが遅れたことが指摘されています。エピペンの使用がためらわれないよう、教職員向けの使用講習会等を積極的に開催するなど、周知を徹底していく必要があると考えます。

食物アレルギーを持つ子供は増加傾向にあり、東京都が5年ごとに実施している3歳児のアレルギー調査によれば、2009年度の食物アレルギーは14.4%に上り、10年前と比べて倍増しました。どこの学校でもこういった深刻な食物アレルギーの問題に直面するおそれがあります。アレルギーへの意識や対応には、自治体や学校によって温度差があるのが今実態であると思います。社会全体で取り組み、理解や対策を進めていくべきであろうと思いますが、当町の取り組みの考えをお伺いします。

また、2点目の給食センターが竣工してから約40年になりますが、将来的な給食センターの町の考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） おはようございます。田山文雄議員の公文書管理の取り組みについて、全国的に自治体における公文書管理を見直す動きが進みつつあるが、当町としての取り組み、考えを伺いたいとのご質問にお答えいたします。

平成23年4月に施行された公文書等の管理に関する法律は、各行政機関での文書管理について統一的なルールを定め、適切な文書の管理体制の確立を目指すために制定されたものでございます。町が保有する文書は、行政運営を行う上で基本的かつ不可欠なものであり、また町と住民の共有の財産でもあります。このため、適切な文書管理は、町民が町政に関する情報を迅速に得ることや、町政への参加を進める上で重要であることから、平成12年の情報公開条例の制定とあわせて文書整理保存規程を全面見直しし、文書の作成から廃棄までの統一化を図り、公文書の適正な管理に努めております。

具体的な保存の方法等につきましては、文書名ラベルを張った個別バインダーに収納する簿冊方式を採用し、それを保存文書目録に記載し、各課ごとに所定の位置に保管、管理しております。文書の保存期間につきましては、法令等の定め、効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮いたしまして、永久、10年、7年、5年、3年、1年とし、保存期間が満了した文書については廃棄をしてございます。また、機密に属するものや他に悪用されるおそれのあるものを廃棄する場合は、焼却、裁断等により適正に廃棄をしてございます。また、保存期間が満了した文書でも引き続き保存を必要とするものについては、保存年限を延長して管理しております。今後とも規定に基づき、適正な文書管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 今総務部長から適正にされているという話がありました。例えばさっき言い

ました公文書館、各課ごとに今の話ですと、文書がまとめられているという話がありましたけれども、この公文書館という一つの考え方としては、重要な書類においては情報公開できる場合も、そういった1つの場所に保管していくという考え方が大事なことだと思うのです。さっき言った公文書館という、そういう設置の流れがあるというふうに言いましたが、実際に全国でも少ないのですね、まだ。県でも政令都市でもまだ少ないです、実際は。都道府県でも47のうち34、政令指定都市でも20のうち7、市町村では23と、全国でもまだ非常に少ない状態だと思います。その中で、例えば長野市ですが、ここではこのホームページで出したのですけれども、長野市では歴史民俗資料館みたいなところに1室を公文書資料室というふうに部屋を設けて、ここに保管をしていくという、そういうやり方をしているところがあるのです。この長野市の公文書館で見ますと、公文書だよりというのがあるのですが、例えば小布施町の職員が去年の11月に、小布施町としても公文書館をつくっていくということで、研修に来ていたとか、そういうことも載っています。ただ、今の答弁は、ただ保管していますよというだけではなくて、そういったものをちゃんと1つの倉庫ではないけれども、そういう例えば住民が必要な書類と言えば、住民に公開していいような書類に関しては、ここにもありますけれども、公開した資料はこうに公開していますとかやっていますので、こういったことも大事なことはないかなというふうに思うのですが、ちょっと聞いた話だと、歴史民俗資料館のほうにそういった公文書と連携しながらやっていくというような、境町に決まりがあるというふうに聞いたのですが、その辺はどうですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本健一君） 改めまして、おはようございます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほどありましたように、私に文書管理につきまして情報公開条例ができました。その後、情報公開条例ができて、条例を制定したのですけれども、そのときにまず文書管理をどうにしようということで、そのとき考えたことが、統一的な管理ルールを規定の中に盛り込もうということと、例えばあとは文書作成時にその保存期間、保存期間が満了した場合にはその処置を明確にその保存規定に盛り込もうというような形で、保存規定を全面改定いたしました。それで、管理方法というのは、まず各課単位に管理しているわけのですけれども、各課ごとに文書目録をつくっていただいて、それを毎年4月に総務課のほうに出していただいて、電子的にそれを管理しています。ですから、どこの課にその文書があるかというのは把握しているわけなのですけれども、先ほど議員おっしゃられました公文書館なのですけれども、やはり歴史的な資料につきましては町民と、それから町のほうの共有的な財産になりますので、それも規定の中に町史編さん資料ということで破棄しようとする場合は、あらかじめ町史編さん室主管課と協議するような形になっておりまして、歴史的なものについては資料館のほうに保管して公開していくような形をとっていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 今の答弁ですと、非常に公文書に対しての、さっきの公文書館の取り組みと大体同じだと思うのです。かなり正式にちゃんとやっているというような感じになるのですが、現実問題としては、その辺の運用はちゃんとそういうふうにできていますか。その点。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本健一君） お答え申し上げます。

この文書規定を作成してから10年以上経過しているわけです。適正にこの規定にのっとりまして運用されているかと申しますと、若干運用されていない面もございますので、新年度を迎えるわけなのですけれども、そのとき部課長会議のほうでそこら辺を周知徹底していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） これはどっちみち要望になってしまうのですが、今言ったように、ちゃんと規定はされている。その中で運用はちょっと今のところ10年たつ中で、どうしてもそれはなれといひますか、なかなか守られていかないところもあるのかなとは思ひのですが、どうかその辺もよく精査していただいて、要するに多分どこでもその公文書についての規定はちゃんとされていると思ひます。その中で、改めてそういう公文書に対してのこういふことをやっていこうと国からまた来ているということは、やっぱり再度その辺もよく検討して、見直していただいて、していただければと思ひます。また、歴史民俗資料館で協議をするという話が今ありましたけれども、できればそういった位置づけとしては、公文書室で結構ですよ、公文書室みたいな形で、そういう形もぜひ検討していただいて、住民に広く情報公開できるような、そういった仕組みをつくっていただければと思ひますので、どうかその辺もよろしくお願ひいたします。これは要望ですから結構です。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、2項目め、住民へのお知らせの等の周知について、行政区へ加入していない世帯が多く見られるが、当町としての取り組み、考えを伺いたいとのお質問にお答えをさせていただきます。

現在約2割の世帯が行政区に加入をしておりません。その大半は、共同住宅での居住者でございまして、議員ご指摘のとおり、町からの各種お知らせ、ごみの収集、町内の一斉清掃、各種募金や消防協力費等で協力が得られない等の問題が生じております。こうしたことから、転入者に対しまして住民課の窓口において行政区加入届を配布し、あわせて行政区へ加入しなかった場合には町からのお知らせ等が届かない旨の説明をしながら、各行政区の果たす役割や必要性、ごみの収集日や分別方法等のチラシを手渡しして、行政区加入をお願いしております。また、新たに住宅地の分譲や共同住宅の建築の際には、家主や入居者の方に対し行政区に加入していただくよう周知願うとともに、ごみ搬出場所につきましても関係区長さんや班長さんへ相談をしていただくよう指導しているところでございます。今後も協働のまちづくりを推進する上であらゆる機会を利用し、加入の呼びかけを行政区長さんや班長さんのご理解、ご協力をいただく中、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 今部長から2割の人という話がありましたけれども、これちょっと随分前に僕も1回質問したときに、そのときに比べて大分世帯がふえたなという気がしているのです。今共同住宅だからという理由だと、実際1軒のうちの中に例えば2世帯の家があって、そういう理由がほとんどだという今話がありましたが、実際そこまでちゃんと把握されていますか。ちなみに2割というと、今2月1日現在でホームページで見ますと、世帯は8,050になっています。では、行政区に加入している世帯は何世帯になりますか、済みませんが。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本健一君） お答え申し上げます。

加入世帯が6,194です。境町の世帯数が8,050なのですけれども、ですから大体77%ぐらいだと思います。ひとつよろしくお願いたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） そうすると、やっぱり80と77だと、ちょっと若干これだと違うなと思うのですが、2割だと。もうちょっとしたら75%になってしまいますので、4分の1はもう加入していないということになってしまうと思うのですね、75%になってしまいますと。恐らくこの動きというのは年々多分増加をしていますし、やはりひとつ住民へのお知らせの周知という部分では、先ほどもし班に入らないとお知らせ等行きませんよという話もありましたけれども、さっき言ったように、行政のサービスとしてはお知らせ等を知らせるというのも一つのサービスだと思うのですが、これはちょっと自治体によってはそういったところに自治体の経費でもって郵送しているというところもあるとい

うふうに聞いています。ただ、これもちょっと僕自身、それもどうかなと思うのですが、そういった面もできればこれはちゃんとよく精査をしてもらって、本当に共同住宅だけがこんなにふえてしまっているのか。もしくはアパートの人とかが多くてこうなっているのかと、よく町のほうでこれは分析をされる必要があると思うのですが、そういったことについて分析されていますか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本健一君） お答え申し上げます。

そこまでは分析しておりません。前は区長さんのほうから、例えば消防協力費の問題やら、ごみの問題やら相談がありました。どうにかならないかということで。町のほうも実際そこに伺いまして、いろいろ話を聞きました。そのときに言われた言葉が、いわゆる消防協力費を納めていないから、要するに火事になった場合には消してもらえないとか、あとは例えばごみは出せないのかと。最終的に言われたことが、いわゆる税金を納めていると。それならば、行政サービスというのは公平に受けられるのではないかということに話をされました。それで、そこが新しく分譲されたところだったものですから、話し合いをしまして、それならばここで1つの班をつくってくれということで話を進めました。それを行政区のほうに持って行って、いわゆる区長さん、こういうわけなのですけれども、どうですかという形の中で、行政区の中に加入してもらったような経過がございます。最近では区長さんのほうからは、そのような話ありませんが、要するに基本的には全世帯加入の方向で進めておりますので、また新年度になりますと区長会総会がありますので、その席でいろいろな分析をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） これはなかなか難しいのはわかるのですね、本人が入りたくないとか、そういう意識があつてというのもわかるのです。実際何で数字で聞いたかということ、本当に2,000世帯、要するに6,194ですから、本当に2,000近くの世帯が入っていないとなってしまうと、例えば防災に関しても自助、共助、公助という考え方があつて、共助というのは本当に助け合つてという中の考え方だと思うのですが、そういった形が崩れていくと思うのですね、共助という考え方も。先ほど課長から積極的な働きかけを町のほうからして、例えば一つの区域の中で班をつくるとか、そういう具体的な働きをしてできたという話も今伺いましたけれども、どうか火事になったら消さないとか、ごみは出せないとか、絶対にこれは住民税を払っているんで、あり得ないことなのです。だから、そういうことではなくて、やっぱり町と住民とのパイプとして、いろんな町のお知らせ等についても行政区に入っていない人にもちゃんとわかるような形でやっていきたいということをどうか取り組んでいただきたいと思うのです。

これ同じことを何度も聞くようなことにはなりますが、実際今分析しないという話でしたので、では

5年前、10年前と比べてどれだけふえたかということは、多分今すぐには出てこないと思うので、これはしょうがないと思うのですが、やはり現実、本当に77%、23%の人がもう班に入っていない世帯なのだとことをよく行政としても考えていただいて、よく分析をしていただいて、これは取り組んでいただくべきだというふうに考えますので、お願いしたいと思います。区長会の総会でという話もありましたけれども、多分そこでだけだとやっぱり把握できないと思うのです。さっき言ったように、僕なんかもそうですけれども、アパートなんかに行くと名前も何にも書いていない人は結構いますので。そこでもって区長さんに把握してくれと言っても、これはちょっと難しいことなので、これはむしろやっぱり行政のほうである程度把握をしないと、その辺は進まないのかなというふうに思います。これまたこれからのことになると思うのですが、ぜひ検討していただいて、町の取り組み方をよく総務のほうで研究していただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。これも要望ですね、いいです。

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 島根孝男君登壇〕

○教育次長（島根孝男君） 皆さん、改めておはようございます。それでは、私のほうから田山文雄議員さんの3項目め、学校給食についてのご質問、食物アレルギーによる事故を防ぐための当町の取り組みを伺いたいとのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど議員さんの第1回目の質問の中にも触れられておりましたけれども、昨年12月20日に東京都調布市の小学校で食物アレルギーを有する女子児童が学校給食終了後に亡くなるという痛ましい事故が発生しております。死亡に至った経緯につきましては調査中ではありますが、死因はアナフィラキシーショックの疑いがあると、茨城県からの報告や新聞あるいはテレビ等でも報道がなされたところでございます。現在町の給食センターで把握している食物アレルギーを持つ児童生徒数につきましては、小学生が2名、中学生が1名の計3名となっております。給食センターの対応といたしましては、給食に使用する食材が記入してある指示書、加工食品や調味料などの配合表を栄養士が確認し、事前に保護者へ配布し、内容を確認した上で、児童生徒に給食を提供しております。なお、個別アレルギー食の対応は非常に困難であるため、学校と保護者との連絡を密にし、児童生徒が安心して給食を食べられるよう、必要な情報を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目です。給食センターが竣工して約40年になるが、将来的な考えを伺うとのご質問にお答えをしたいと思います。当給食センターは、昭和46年5月に開設し、以来41年が経過しているところであります。平成23年3月11日の東日本大震災においても、幸いにも被害は免れましたけれども、経年による施設の老朽化に対応するため、修繕を行いつつ、維持管理に努めているところであります。



設備面につきましては、平成21年度に国の地域活性化経済対策臨時交付金を活用し、揚げ物器、焼き物蒸し器の交換を行ったところであり、平成23年度に熱風消毒保管器1台、二重食缶として50缶の入れかえを実施したところです。また、施設面におきましては、平成24年度に調理場内の衛生面を考え、タイルの張りかえの修繕を行ったところであります。他の厨房機器類につきましても、順次できる限り計画的に入れかえなどを行い、引き続き安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、議員ご指摘のように、施設が老朽化しております。当面は施設の維持管理に努めてまいりますが、施設の新設等につきましては相当の事業費を要することから、今後課題となっております民間委託とあわせて十分なる検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 今境町では3名の方がアレルギーを持っているという話がありました。そのアレルギーについて、今さっき言ったように、年々増加しているというのが現状なのです。つくば市でも2%から3%が今現状把握されているそうですが、この食物アレルギーについて、やはりもっと丁寧なやり方が必要だとひとつは思うのです。ちなみに、これは札幌市の教育委員会が出している、これはホームページで出せば出るものですよ。食物アレルギー対応の手引きというのがあります。これを見ますと、本当に食物アレルギーについてということで載っています。これも北海道でも、前そういった事故があって、札幌でも。それに対応してやはりこういう取り組みが真剣にされているのだと思うのですが、1つ確認したいのが、食物アレルギーということに対して、学校側としてこれは取り組み方として、こういうマニュアル的なものを活用されているのかどうか、まずひとつ聞きたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） 再質問にお答えをさせていただきます。

学校の取り組みはどうになっているかというふうな内容かと思います。実は、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものが平成20年に作成をされております。その中で緊急時の対応ということでさまざまな対応策が記載されておりますけれども、現在のところ町の学校ではこれに基づいた対応策は細かくはとられておりませんので、今後このような悲惨な事故が二度と起きないように、早急に学校、校長等、あるいは給食の担当とも会議を開きまして、徹底していきなさいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど言いました、例えばこの札幌市の場合、これは保護者の方に宛てて、

こういった学校給食における食物アレルギー調査のお願いということで、具体的に書いてもらうようになっているのです。多分こういうことはされているとは思いますが、一応確認させてもらいますが、こういった調査というのは例えば毎年、この食物アレルギーというのは意外と急に起こる人もいるという話も聞いていますので、されているかどうか、まず聞かせてもらっていいですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

給食センター所長。

○給食センター所長（台 章君） 先ほどの議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

給食センターにおきましては、食物アレルギーを持っている生徒さんがおりますので、保護者の方からまずどういう状況によるアレルギーであるか、卵類であるとか、甲殻類であるとか、そういったものを正確に保護者の方から把握しまして、それを保護者の方に献立表であるとか、指示書であるとか、そういったものを把握した上で、学校と栄養教諭、給食主任の先生方もおりますので、連携を密にして、そういった対応を今しているところでございます。よろしく申し上げます。

アンケートはとっておらないのですが、新入児童で入学されるアレルギーを持っている生徒さんについては、もう事前に個人面談とか保護者の方と。そういうふうな対応をしてございます。給食センターのほうにおきまして。よろしく申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 一応保護者からは給食センターのほうにそういう形であるという話でありましたけれども、やっぱり子供の命のかかわることなので、こういった調査というのはちゃんとやってもらったほうがいいかなと思います。子供に対して食物アレルギーの調査というのを、やはり万が一何かあったときに、実はあったなんてことになってしまうとしようがないので、多分札幌市はすごく進んでいるのだと思うんですね、食物アレルギーについてこれだけの資料がありますから。ぜひこういったものを町としても取り入れてもらいたいというふうにひとつ思うのです。

さっき給食センターの所長から万全だったという話もありましたけれども、実はさっき言った調布ですね。亡くなった方のジェイリード、やっぱり体制はしっかりしていたんですね、正直言って。時系列で事実が載っていますが、お子さんにも保護者にもしっかりこういったものはだめだというものをちゃんとと言っていて、先生にも言っていたのです。ちゃんと献立表にも印がついていたということがあるのですよ、これがだめですよということが。ところが、ちょっとしたミスなですね。幾つかのちょっとしたミスが重なってしまって、こうなってしまったということが実はあるのです。ですので、やはりそういった万全な対応をしていくということは、幾重にも必要なことだと思いますので、どうかその辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、食物アレルギーを出さないということが一つなのですが、万が一食物アレルギーが起きたときにさっき言いましたエピペンですね、注射のやり方と伺ひますか。これはやっぱりひとつはA

EDのときもそうですけれども、なれないものをやるというのは、皆さん、怖さが来ますので、なかなかできない。それに対して、東京都でも1本エピペンの使い方というものを、これは大体3歳ぐらいまでが多いみたいで、例えば保育園とか、あとまた学校の先生方を対象にしたエピペンの使い方という講習会も今取り組んでいるという話もあるのですが、この辺については町としてはどういうふうに対応されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） ただいまの議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、ガイドラインに記述されているところですが、緊急時に備えてアドレナリンの自己注射薬であるエピペンという薬がありますけれども、これは内服薬等が処方されていることがありますので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように、教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要がありますというふうに記述されております。現在境町の小中学校においては、これらに対する講習会等も開催されておられません。早急に新年度あるいは早いうちにこれらも含めて講習会等、先生たちが注射器を利用できるような体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） まだそういった講習が行われていない中で、これから取り組むということがありましたので、これはやっぱり必要なことです。先ほど言った昨年の12月に起こった事故を受けて、国でもその辺もっと強化しようという流れができていますので、ぜひその辺をよく、どうしてもやっぱりうちは大丈夫というふうにみんな思ってしまうのだと思うのです。絶対うちはないというふうに思ってしまうのですが、そういったことをひょっとしたら境町でも起きたら、そのときにどうしようということをしっかり考えていただきたいというふうに思っていますので、対応をこれからぜひ早期にそういう講習会等々をやっていただければと思いますので、よろしく願います。1点目はこれで結構ですが、2点目の給食センターの老朽化についてちょっとお伺いさせていただきます。

これも実は、自分が民営化検討委員会の委員長だったときに町から諮問を受けて、答申で民営化すべきであろうということで答申させていただきました。その当時考えますと、もうしばらく年数がたちますけれども、やはりひとつ民営化すべきであろうとなった一つの理由としては、その当初から老朽化の問題が実はされていました。給食センターは大変老朽化しています。もう要するに建築物で言う57年よりもっと前ですから、本当に耐震とかそういった面でも本当は厳しいのかなというふうにも思うのですが、これも19年だったかな、質問したときに、町のほうの答弁としては、さっき教育次長からもありましたけれども、そういったいろんなところを修繕、修繕しながら当面使っていくのだという話があったのです。ただ、この答えからもうしばらくたつのですよ、実際。今後町として、将

来的にはもう完全に民営化に向けて考えていくのか、ひょっとしたら、今のいろんな状況が変わっていますから、むしろ教育センターそのものを建てかえる方法を一つ考えるのか、そういったことをやはり町の方向性としては示す必要があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺、答弁お願いできますか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 改めまして、おはようございます。田山議員さんの給食センターの問題ですけども、一昨年もたしか機械だけでも2,000万、2,000万、このところやや小1億投資していることは事実であります。古い設備は全部取りかえていますから。

そういう中で、これからどうするのだということになりますけれども、これは最後になってしまうと思うのですが、私としては基本的にはやはり給食センターは維持していきたいと。将来建てかえたいと、新しく。そういう中で、先ほどおっしゃいましたとおり、食の安全というのを考えますと、やっぱりそういう方向でやっていったほうがいだろうとは思っています。民営化、民営化と言いますけれども、民営化の検査は何度もやってみたのです。そうしましたら、民営化やったほうが高くなるのです、今の状態で民営化しますと。なぜなら、今職員の半分以上がパートになっていますから、経費が非常に安く上がっていますので、それを民営化でそっくり委託して計算してもらいました。民営化のほうが高いのです、あのまま委託した場合は。そういうものを考えると、町で有効な運用をして、やっぱり安全な施設をつくって、安定して安全な給食を配膳すると。そういう方向づけで私自身は今考えているところでありますので、民営化にすぐするとか、その方法としては2つの方法があるのですけれども、1つはいわゆる学校で調理する方法、それといま一つは今やっている配膳方法、この2つがあるのですけれども、そういうものはこれからの課題といたしましても、いずれにしても給食そのものは民間に委託するのではなくて、維持していきたいというふうには思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど町長のほうから維持していきたいという話がありました。別にそれはそれで僕もいいと思うのです。町の方向性がしっかりしていないと、やはりどうなるのだろうという不安だけが残りますので。

そこで、1つお伺いしたいのですが、実は今国からどんどん予算がいろんな形で来ていますけれども、その中でこの前総務にちょっと聞いてもらったのですが、緊急防災減災地方債というのがあって、それだと7割が国の負担で、3割自己負担になるかと思うのですが、そういった地方債がひょっとしたら活用できるのではないかという話が実はあったのです。前々から計画していれば、そういうのにどんどん乗せることもできたと思うのですが、ただそれは総務のほうに使えるかどうかというの

しか聞いていなかったもので、その辺の確認をちょっとさせてもらっていいですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 実は、今回の第3次補正でも検討したのですよ。ところが、補正ですから、来年の3月までに完成させなければならないということになりますと、用地の問題、あるいは設計の問題からいくと間に合わない部分があったわけです。それで、今回は空調設備あるいは太陽光等を取り入れると、そういう方向にしたのですけれども、そういう制度を考えますと、これからまだ出てくるかどうかわかりませんが、今回の制度の中では、例えば古河市なんか空調をやるというのですけれども、まだ調査とか、あるいは設計の関係で恐らく間に合わなかったのだと思いますけれども、準備をしていればこういう緊急補正のときに間に合うのですね。それにはやっぱりある程度基本設計とか場所とかというのは特定したものを準備しておかないと、そういう補助制度に間に合わない場合があります。今回の補正予算ですと、大体5割補助、残りの5割については80%交付金ということですから、実際町の持ち出しは1割なのです。エアコンについてはもうちょっと低いですが、でも14%ぐらいなのです、町から出るお金は。まちづくりの交付金と補助金で賄えるという、こういう制度を利用できるときにできれば給食センターもこれから準備しておきたいとは思っておりますので、よろしくご理解いただきます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど町長から補正という話がありましたけれども、たしかこれ新年度予算にもまたがっていた話をちょっと聞いていたのです。ですので、早急に、ちょっと急には無理かもしれませんが、例えばさっき町長言われたように、今その方向で行くのだということであれば、しっかりその辺を計画を立てておいていただければ、何としても私どもとしても国のこういった補助制度があつて、有利な制度があつて、建てかえが安くできるということがあれば、ぜひ提案をさせていただきたいというふうにも思いますので、どうかそういった準備を今後また進めていただきたいというふうにも感じておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（橋本正裕君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。